

都道府県・政令指定都市名	23 愛知県
--------------	--------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民文化局男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	14 人 (専任 14 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	愛知県男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1976年7月31日 根拠: 愛知県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	愛知県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年4月1日
構 成 員 数	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	あいち男女共同参画プラン2025~すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして~
改定・見直しの予定時期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	愛知県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年3月26日
	施 行 日 (西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2025 年度まで	%	40%以上60%以下		
根 拠	あいち男女共同参画プラン2025~すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして~				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令、条例により設置されている審議会等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(67)うち女性委員を含む審議会等数(67)		
	延総委員等数(1,189)延女性委員等数(420)	女性比率(35.3)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(70)うち女性委員を含む審議会等数(70)		
	延総委員等数(2,553)延女性委員等数(762)	女性比率(29.8)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(39)		
	延総委員等数(1,233)延女性委員等数(433)	女性比率(35.1)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6)		
	延総委員等数(73)延女性委員等数(17)	女性比率(23.3)			
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	675	65	9.6	52	3	5.8	74	6	8.1	549	56	10.2
	うち一般行政職	509	55	10.8	29	2	6.9	72	5	6.9	408	48	11.8
支庁・地方事務所等	計	902	133	14.7	38	0	0.0	151	14	9.3	713	119	16.7
	うち一般行政職	394	32	8.1	9	0	0.0	52	1	1.9	333	31	9.3
全体	計	1,577	198	12.6	90	3	3.3	225	20	8.9	1,262	175	13.9
	うち一般行政職	903	87	9.6	38	2	5.3	124	6	4.8	741	79	10.7
再掲	警察関係	266	8	3.0	41	0	0.0	4	0	0.0	221	8	3.6
	教育委員会	85	7	8.2	1	1	100.0	5	0	0.0	79	6	7.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	1,089	162	14.9	1,425
	うち一般行政職	632	143	22.6	119	42	35.3
支庁・地方事務所等	計	1,321	296	22.4	2,026	132	6.5
	うち一般行政職	623	168	27.0	100	69	69.0
全体	計	2,410	458	19.0	3,451	251	7.3
	うち一般行政職	1,255	311	24.8	219	111	50.7
再掲	警察関係	1,081	68	6.3	3,451	251	7.3
	教育委員会	202	84	41.6	0	0	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	82	12	14.6	103	23	22.3	25
	うち一般行政職	47	11	23.4	73	22	30.1	6	1	16.7
支庁・地方事務所等	計	196	31	15.8	241	94	39.0	204	37	18.1
	うち一般行政職	105	14	13.3	98	40	40.8	24	16	66.7
全体	計	278	43	15.5	344	117	34.0	229	42	18.3
	うち一般行政職	152	25	16.4	171	62	36.3	30	17	56.7
再掲	警察関係	47	2	4.3	99	9	9.1	219	34	15.5
	教育委員会	20	1	5.0	26	12	46.2	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎		○	○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎		○	○	
係長相当職	○		○			○	◎		○	○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	8,796	946	10.8
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	1,067	486	45.5
うち上級	706	281	39.8
うち一般行政職	376	181	48.1
うち上級	329	160	48.6
うち警察関係	405	114	28.1
うち上級	246	71	28.9

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	愛知県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、知事部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2024年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性数(人)	女性比率(%)		女性数(人)	女性比率(%)
98	15	15.3	15	2	13.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 5 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Includes details for 愛知県女性総合センター, 1996年5月30日, 愛知県名古屋市東区上笠杉町1番地, and a list of 10 main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 出資者, 基金・基本財産額. Details for 公益財団法人あいち男女共同参画財団, 1996年4月1日, 愛知県, 100,000千円.

2つある場合

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 出資者, 基金・基本財産額. Details for 0千円.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無, 問10-2 愛知県女性団体連盟、愛知県地域実践活動交流協議会, 加盟団体数, 会員数. Includes details for 16 members and 10-3/10-4 activity details.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: List of activities (e.g., 担当者連絡会議の開催, 市区町村職員研修会の開催) and a large empty space for notes.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 2 columns: List of activities (e.g., 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施) and a large empty space for notes.

女性職員の研修受講への配慮

Table with 2 columns: List of activities (e.g., 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施) and a large empty space for notes.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: 事項, 2023年度予算(千円), 2024年度予算(千円), 備考. Includes data for 関係予算総額(施設整備費を除く), 上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合, and 男女共同参画・女性のための施設整備費.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他	○			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「あいち女性輝きカンパニー」認証制度(4~8、10、12)、愛知県ファミリーフレンドリー企業(2、7)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	「あいち女性輝きカンパニー優良企業」表彰制度(1、4~8、10、12)、愛知県ファミリーフレンドリー企業表彰(7、8、9、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	あいち女性の活躍促進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画意識に関する調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2	定期の場合	年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 年次報告書の発行 ・ ・	2024年度版あいちの男女共同参画(2023年度年次報告書)の作成		2024年10月
2. 表彰 ・ 男女共同参画推進活動者表彰 ・	男女共同参画社会づくりを推進する上で顕著な功績を収めた者又は団体を表彰し、労苦を労うとともに、一層の活動を期する。	200人	2024年9月2日 (中止)
3. 講座 ・ ①女性管理職養成セミナー ・ ②女性リーダー講演会 ・ ③女性活躍のための環境支援セミナー ・ ④市町村職員向けセミナー(人事担当者向け) ・ ⑤市町村職員向けセミナー(女性職員向け) ・ ⑥キャリアプラン早期育成事業	①企業から推薦を受けた女性や中堅社員を対象に女性管理職養成セミナーを開催する。 ②県内企業で働く女性管理職等を対象に、女性リーダーの仕事内容への理解促進と情報交換やネットワークづくりを支援する講演会を開催する。 ③企業の管理職や人事担当者等を対象に、働く場における女性の活躍促進のため、女性が活躍しやすい職場環境の整備や社員等の家庭内における性別役割分担の解消を目的とするセミナーを開催する。 ④市町村の人事担当者を対象に、女性の活躍に係る意識啓発セミナーを開催する。 ⑤市町村で管理職として活躍することが期待される女性職員を対象に、女性の活躍に係る意識啓発セミナーを開催する。 ⑥就職前の早い段階から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、様々な仕事への興味・関心を持ち、理系分野を含めた幅広い進路・職業を選択することや、育児期にどのように仕事を両立するのか等について考える機会とするため、中学、高校等において、出前講座を実施する。	①20人×4回 ②50人 ③30人×4回 ④60人 ⑤60人 ⑥150名×15校	①2024年10月～ 2025年2月 ②2024年6月18日 ③2024年10月～11 月 ④2024年10月17日 ⑤2024年11月14日 ⑥2024年8月～ 2025年2月
4. 相談事業 ・			
5. 情報収集・提供 ・ ①市町村男女共同参画推進資料の作成 ・ ②情報ライブラリー図書・視聴覚資料整備	①市町村の男女共同参画を推進するため、関連法令や県内市町村の男女共同参画条例・計画の策定情報等をホームページにより情報提供する。 ②ウイルあいち情報ライブラリー用図書、視聴覚資料を整備する。		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画阻害事項相談申出制度	県民から知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出があった場合、第三者的な立場からその内容を調査し、必要な助言を行う。		
7. 交流促進 ・ あいち男女共同参画のつどい	地域・職域で活躍する女性リーダー等のネットワーク形成を促進するため、学習及び交流の場を設ける。	200人	2024年9月2日 (中止)
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①あいち女性の活躍促進会議 ・ ②あいち女性の活躍促進サミット2024 ・ ③女性の活躍プロモーション事業 ・ ④「あいち女性輝きカンパニー」認証事業 ・ ⑤女性の活躍促進コーディネーター活動事業 ・ ⑥企業魅力発信事業 ・ ⑦中小企業女性活躍推進事業	①企業等における女性の活躍の更なる促進に向けて、地域を挙げて取り組むため、経済団体、労働団体、企業、大学、国の機関で構成する会議を開催する。 ②女性の活躍に向けた取組を加速化させるため、経営トップの意識改革をすることを目的としたサミットを開催する。 ③中小企業等に女性の活躍促進の働きかけを行う企業・団体等を「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として県と連携して女性の活躍を推進させるために、フォローアップ研修会や情報交換会等を開催する。 ④女性の活躍に向けた具体的な取組を積極的に実施する企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として認証する。 ⑤企業における女性の活躍を促進するため、企業内部の組織的な推進体制の整備、職域の拡大、人材育成、管理職登用等の具体的な取組を行うためのアドバイスや諸制度の情報提供等を行うコーディネーターを設置し、企業等の取組を支援する。 ⑥県内で活躍する女性のロールモデル、愛知の働きやすさ等、女性が輝く愛知の魅力を県内外に広く情報発信し、若い女性の県外流出の防止や県内への流入促進を図るとともに、中小企業の女性の活躍に向けた取組を促進する。 ⑦県内各地域における女性活躍の気運の醸成と女性活躍に取り組む中小企業の裾野拡大を図るため、セミナー及び相談会を県内全域に対して実施するとともに、特定市町村(半田市、安城市)の連携事業として、中小企業の女性活躍に向けた働きかけを行う。		③2025年2月 ⑦2024年7月～ 2025年3月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 「はがき1枚からの男女共同参画」作品募集 ・	「わたしが暮らすなら、こんなジェンダー平等の社会」をテーマとして、男女共同参画を絵と文字でイメージしたはがきを募集し、優秀作品の表彰及び展示を行う。		2024年10月中

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	愛知県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 定 名	愛知県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の出産には、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの間にあることを含むものとする。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1 公務、その他やむを得ない事情		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) []
計画、指針名	愛知県地域防災計画
該当部分の規定	<p><地震・津波災害対策計画> 第2編 災害予防 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (前略) 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 ※P70</p> <p><風水害等災害対策計画> 第2編 災害予防 第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (前略) 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 ※P65</p>

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年2月15日	~	2027年2月14日
副知事				4人	(女性 1人、男性 3人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	72	12	16.7		
	都道府県防災会議(委員のみ)	71	12	16.9		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	4	1	25.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	31	3	9.7			
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	11	8	72.7			
2	国土利用計画地方審議会	17	6	35.3		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	25	5	20.0		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	12	40.0		
7	精神医療審査会	30	10	33.3		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	30	10	33.3		
10	准看護師試験委員会	14	8	57.1		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	30	11	36.7		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1		
21	都道府県都市計画審議会	19	8	42.1		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	14	8	57.1		
24	石油コンビナート等防災本部	53	1	1.9		
25	公害健康被害認定審査会	14	6	42.9		
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	33	2	6.1		
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	22	1	4.5		
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
31	介護保険審査会	45	20	44.4		
32	都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0		
33	感染症の診査に関する協議会	25	11	44.0		
34	警察署協議会	477	199	41.7		
35	土地収用事業認定審議会	7	4	57.1		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
37	都道府県国民保護協議会	43	3	7.0		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	3	60.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
44	留置施設視察委員会	8	3	37.5		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	30	11	36.7		
46	指定難病審査会	11	3	27.3		
47	小児慢性特定疾病審査会	16	4	25.0		
48	行政不服審査会	6	3	50.0		
49	地域医療対策協議会	15	5	33.3		
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
54						
55						
	合計	1,233	433	35.1		
	女性委員0の審議会数	0				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	21	8	38.1	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	13	1	7.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	73	17	23.3	
	女性委員0の委員会数	3			